令和８年度環境保全措置効果検証事業委託業務

仕様書

令和８年度環境保全措置効果検証事業委託業務仕様書

１　委託業務名　令和８年度環境保全措置効果検証事業委託業務

２　業務目的

本県は我が国唯一の亜熱帯気候に属しており、その自然環境の特殊性等を踏まえた本県独自の環境保全措置を講ずる必要があることから、環境影響評価法（以下「法」という。）又は沖縄県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき手続が行われた事業において検討された環境保全措置の内容や環境影響評価図書に対する県知事意見等を集約したデータベースを構築し、事業者等が本県の自然環境に応じた環境影響評価や環境保全措置の検討に資することを目的とする。

３　適用

本仕様書は、沖縄県が委託する「令和８年度環境保全措置効果検証事業委託業務」に関する必要な事項を定める。

４　契約の遵守

本業務の受託者は、本業務に係る委託契約書及び本仕様書に基づき、委託者の指示に従い、誠実に業務を遂行しなければならない。

５　疑義

本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び細部事項については、受託者は委託者と協議の上、これを決定する。

なお、本仕様書に明記のない事項であっても必要な事項については、誠実かつ綿密にこれを実施すること。

６　業務内容

沖縄県内で法又は条例に基づき環境影響評価手続が行われた事業の環境影響評価書において講ずるとしている環境保全措置及び事後調査の内容、並びに法又は条例に基づき発出した県知事意見及び環境保全措置要求の内容に係る情報を整理したデータベースを作成する。

詳細な業務内容については次のとおりである。

(1) 集約する情報

集約する情報は、以下のア～ウとし、委託者が受託者へ提供する。

ア　事業の概要

令和８年３月末までに法又は条例に基づき本県で環境影響評価手続が行われた事業※1における事業者名、事業の種類及び事業の規模等とし、電子データ（Excel）を提供する。

※1　令和８年３月末時点で、48 事業（法アセス８事業、条例アセス 38 事業、自主アセス２事業）

イ　環境保全措置及び事後調査の内容

令和８年３月末までに県に提出された環境影響評価書※2 に記載された環境保全措置及び事後調査の内容とし、環境影響評価書の電子データ（PDF）を提供する。

※２　令和８年３月末時点で、39 事業分（法アセス 6 事業、条例アセス 31 事業、自主アセス 2 事業）

ウ　知事意見及び環境保全措置要求

令和８年３月末までに法又は条例に基づき県が発出した県知事意見および環境保全措置要求※3 とし、電子データ（PDF）を提供する。

※３　令和８年３月末時点で、340 件（約 1,700 ページ）

(2) 情報の整理及び手法の検討

(1)の情報について、内容ごとに情報を整理する。なお、整理する情報は、以下に示すア～セとする。

整理する手法は、本業務の目的を踏まえ、整理する情報ごとに Excel 表にとりまとめることとする。Excel 表については、本業務の完了後において、委託者において容易に随時更新できるものとする。

整理する情報及び手法については、受託者にて検討し、委託者と調整の上決定する。

ア　事業名
イ　事業者名又は都市計画決定権者名
ウ　対象区分（法、条例、自主）
エ　都市計画（有、無）
オ　事業実施区域（市町村）
カ　事業の種類（大）（条例別表）
キ　事業の種類（小）（条例施行規則別表第１）
ク　事業の規模
ケ　特別配慮地域（有、無）
コ　環境影響評価書における環境保全措置の内容（影響要因ごと、環境要素ごと）
サ　環境影響評価書における事後調査および環境監視調査の内容（環境要素ごと）
シ　県知事意見及び環境保全措置要求の発出日
ス　県知事意見及び環境保全措置要求の内容（意見の内容ごと）
セ　県知事意見及び環境保全措置要求の分類（前文、事業計画、大気質等）

(3) データベースの作成

(1)の情報について(2)で取りまとめた Excel 表を基に、環境保全措置の内容を集約したデータベース、事後調査及び環境監視調査の内容を集約したデータベース、県知事意見及び環境保全措置要求の内容を集約したデータベースをそれぞれ作成する。

(4) 環境保全措置及び事後調査の内容の事例集の作成

(2)で整理した結果を基に、環境要素ごとの環境保全措置及び事後調査の事例集を作成する。なお、事例集の作成にあたっては事業名を特定できないよう配慮したものとする。

(5) 委託者との調整

上記(1)～(4)や報告書の作成等に当たって、委託者と十分調整の上実施すること。調整は適宜行うこととするが、委託業務期間中に３回以上実施することとし、調整内容については打合せ記録を作成すること。

(6) 業務実施結果の取りまとめ

上記(1)～(5)の業務実施結果について取りまとめ、成果報告書として提出する。

7　電子データの貸与

本業務の実施に際し、委託者より(1)アの意見等に係る電子データを貸与する。なお、受託者は、委託者より貸与されたデータについて、業務終了後又は委託者が求める場合には確実かつ速やかに破棄すること。

8　再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の契約の主たる部分に当たる業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、あらかじめ委託者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア　契約金額の 50%を超える業務

イ　企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根本的な業務

ウ　契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の範囲及び承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により委託者の承認を得なければならない。

9　成果物

(1) 成果物及び提出部数

成果物及びその提出部数は次のとおりとする。

ア　報告書（A4 カラー）　１部

イ　データベースに係る電子データ（CD-R 若しくは DVD）　１部

イについては、「Excel 形式」で作成した電子ファイルを格納すること。

(2) 成果物の責任範囲

本業務の完了後、受託者の責任に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者の責任において速やかに成果物を訂正しなければならない。

(3) 参考文献等の明記

業務に文献その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

(4) 成果物の帰属

成果物は全て委託者の所有に帰するものとし、内容及び作成上知り得た事項について、委託者の承認を得ずしてこれを公表したり、貸与したりしてはならない。

(5) 成果物の納入先

成果物はアの期日までに、イの場所へ納品する。

ア　期日　令和９年３月２６日

イ　場所　沖縄県環境部環境政策課

10　著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11　業務の完了

業務の完了に当たっては、受託者は、委託者の立会いのもと、成果物の確認を受けなければならない。確認後、本仕様書に指定された成果物を納品し、業務の完了とする。

12　その他

受託者は業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

また、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。